

第15回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 1 5 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年5月13日(木)午後1時30分～午後16時25分
開催場所	緒方町中央公民館 ホール
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>協議事項</p> <p>< 継続協議 > 協議第 49 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第 7 号」 協議第 60 号 広報公聴事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 28-2 号」 協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」</p> <p>< 新規協議 > 協議第 67 号 建設事業の取扱い(その 3)について 「協定項目第 44-3 号」</p> <p>< 提案・協議 > 協議第 68 号 議員の定数及び任期の取扱い(その 2)について 「協定項目第 6-2 号」</p> <p>< 提案 > 協議第 69 号 新市建設計画(案)について 「協定項目第 11 号」</p> <p>その他 今後のスケジュールについて</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について
() () ()
6. 議事

協 議

< 継続協議 >

- | | | |
|----------|------------------------|----------------|
| 協議第 49 号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | 「協定項目第 7 号」 |
| 協議第 60 号 | 広報公聴事業の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 28-2 号」 |
| 協議第 61 号 | 病院・診療所の取扱いについて | 「協定項目第 35 号」 |

< 新規協議 >

- | | | |
|----------|--------------------|----------------|
| 協議第 67 号 | 建設事業の取扱い(その 3)について | 「協定項目第 44-3 号」 |
|----------|--------------------|----------------|

< 提案・協議 >

- | | | |
|----------|-------------------------|---------------|
| 協議第 68 号 | 議員の定数及び任期の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 6-2 号」 |
|----------|-------------------------|---------------|

< 提案 >

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| 協議第 69 号 | 新市建設計画(案)について | 「協定項目第 11 号」 |
|----------|---------------|--------------|

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第 15 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿（平成 16 年 5 月 13 日開催）

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大 野 晃 達	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		隈田原 勇 次	建設部会
		池 永 善 博	
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
		衛 藤 恒 範	産業部会
	首 藤 英 治	総務班	

赤嶺事務局長

司会進行を致します事務局長の赤嶺と申します。よろしくお願いを致します。それでは、ただ今より第 15 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開会させていただきます。開会にあたりまして協議会規約第 10 条第 1 項により本日の会議は成立していることを報告します。早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。まず開会あいさつを副会長であります千歳村の高野健治議長によるしくお願いを致します。

高野健治議長

皆さん、こんにちは。終了前に何かとお忙しいところ、こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より 15 回目の大野郡 5 町 2 村合併協議会を開催致します。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よろしくお願いをいたします。

芦刈会長

皆さん、こんにちは。本日は第 15 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会の開催を致しましたところ、委員の皆様方には雨の中、また大変ご多忙な中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。4 月 22 日に開催をされました第 14 回の協議会で 71 案件のうち 61 案件のご決定をいただいております。本日は継続協議となっております 3 案件、新規に協議をいただきます案件 1 件、それから提案協議をいただきます案件 1 件ということでご協議をいただきますが、どうぞよろしくお願いを申し上げまして開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを致します。

赤嶺事務局長

続きまして、地元町長であります山中緒方町長のごあいさつをお願いいたします。

山中緒方町長

ひとことごあいさつを申し上げます。先般この場所で協議会が開催をされまして大野郡を一巡したのかなと改めて感じるわけで先般のことのようにありますが、再度またこの地においていただきまして大変恐縮を致しております。もう大詰めを迎えております。より良い協議を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げましてごあいさつにかえたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は緒方町職員の方々のご協力を頂きまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。それでは引き続きまして事務局より経過報告を致します。

資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。4 月 22 日第 14 回協議会を行ってお

ります。報告としまして2件、協議としまして11案件のうち3案件継続となりました。本日の協議となっております。8案件確認が済んでおります。提案案件が1件であります。

続きまして4月28日第4回新市名候補選定小委員会を行っております。募集の最終結果報告を致したところであります。2ページであります。5月7日金曜日第15回の幹事会を行っております。協議第69号の協議そして情報システム統合について協議をしていただいております。5月10日に第23回の町村長連絡会を行っております。本日第15回の協議会というふうになっております。以上で経過の報告を終わります。

次第の5以降につきましては、協議会規約第10条第2項により会長が議長を務めることとなっておりますので、会長よろしくお願いいいたします。

芦刈会長

はい、5番目の議事録署名人以降につきましては協議の進行をさせていただきますので、協議の進行にご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは5番目の議事録署名人の指名についてでございますが、犬飼町の山村町長さんと清川村新市まちづくり委員会の衛藤委員長さんをお願いをしたいと思います。お二人の方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして議事に入らせていただきますが、協議でございますが継続協議となっております協議第49号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題とさせていただきます。去る4月22日の協議会におきまして、犬飼町からはこの協議項目の中にあります3について修正を求める意見が出ておりますし、三重町からは具体的な資料をお願いして今回は継続協議としたいという申し出がありまして継続協議となっております。従いましてちょっと委員の皆さんに確認をお願いしたいと思います。この協議第49号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての1.新市において大野郡5町2村を区域とした農業委員会を1つ設置する。このことについては先般の協議会でもご異議がなかったようでございますので、このことを確認いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

委員

なし。

芦刈会長

ありがとうございました。続きまして2の農業委員会の公選による委員の定数については30名とする。このことにつきましても確認をしたいと思います。このことでもよろしゅうございますか。

委員

なし。

芦刈会長

はい、決定をさせていただきます。ありがとうございました。それでは先ほど申し上げ

ましたが3について犬飼町から修正を求める意見、それから三重町からは具体的な資料をお願いし、今回につきましては継続協議とお願いしたいということが出ておりました、結論として継続協議となっておりますが、これまでの協議展開について両町からまずご報告をいただきたいというふうに思っておりますが、失礼しました。資料をお配りしておりますが、そのことについて事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（産業部会 和田）

産業部会担当の和田です。よろしく申し上げます。本日お手元に資料ということで農業委員会の委員の公選による委員の資料をお渡ししております。この件につきましては先の協議会におきまして、三重町の方から面積と農家戸数の加味したものの資料を出してくれということでもありますので本日提案をさせていただきます。資料をご覧ください。両方加味したもので算出した資料を出せということでもありましたので、こちらの方で定数30名のうちの半分を農地面積割り、半分を農家戸数割りということでも算出したものが一番下にあります右下の表となっております。につきましては端数処理の関係上15人が14人になっておりますが、双方足して計算を致しますとそれぞれ15人ずつということになります。

結論から申しますと先にお渡ししてあります資料 農家戸数割りと同様の結果というふうな結論としてなっております。それとプラスもう1点先般の協議会におきまして均等割りを採用した理由ということでもありまして、その部分については議題の左下の枠内に記載しておりますが、均等割りとしたのが10人から20人の定数で各町村選挙による委員が決まっておりますけども、計算例によりまして一番少なくなる例が10人から2人と、現行の5分の1の人数になるということでも一番少ない減少率の町村が2分の1と。この格差を埋めるために最低でも各町村の定員が3名以上になるように計算して均等割りの要素を取り入れたものが と ということになります。前回の資料の 、今回資料 については均等割りを設けない場合の算出例ということでもあります。先ほど申し上げましたが、 につきましては前回要望があったものを提出したということでもあります。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

芦刈会長

はい、ただ今事務局の方から資料 につきまして説明を申し上げましたが、この資料についてご質問がありましたらお受けをしたいと思っておりますが、よろしいですか。はい、それでは協議をいただいておりますと思っておりますが、犬飼町それから三重町からそれぞれ協議の結果のご意見をいただきたいというふうに思っております。まず犬飼町から。

佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町のまちづくり委員長の佐藤でございます。前回協議会で本町は修正意見を出しているところでございます。そのことに関しまして論議がなされないまま継続審議となっておりますので、再度申し上げたいと思っております。農業委員は地域の農家、農地の実態を把握することが重要であることから選挙区制を最初の選挙に限らず、継続して選挙区制を設けていただきたい。そこでこの項目の3の調整案であります。最初の選挙区に限りという

のを削除いたしまして、ただし書きの後ろに最初の選挙に限り挿入していただきたい。従って農業委員会の委員の選出方法につきましては選挙区制を導入する。ただし、最初の選挙に限り選挙区の定数については定数 30 名のうち 14 名を均等割りとし、各町村に 2 名割り当て残りの 16 名を農地面積割りにより算出された者との合計とするに修正していただきたい。なお、2 回目の選挙からは農地面積等流動的であるので、その時期に農業委員会法等に照らし合わせまして新たな選挙区の設定をしていただきたいという考えであります。1 と 2 の項目につきましては原案通りで賛成でございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして三重町からお願いします。

生野委員（三重町議会議長）

三重町と致しましては前回の通り 1、2 に対しましては原案通りであります。3 番目の農業委員の選出方法については選挙区制を導入する。そこにただし、選挙区の定数については、定数 30 人のうち 15 名を農地面積割に、残り 15 名を農家戸数割でそれぞれ算出し合計したものであるというような形で修正をいただきたいと思っております。資料等も頂きましたけども均等割を導入する具体的な根拠がないこと、合わせまして均等割の 2 名その人数の根拠も具体的なものでないこと、選挙区制を継続するのは農業委員では、やはり先ほども犬飼の方が言いましたように、地域性を生かした活動が重要であるというような理由でございます。以上のように修正をお願いいたします。

芦刈会長

はい、犬飼町それから三重町からそれぞれ修正の意見が出ましたが、その他ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

宮成（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村のまちづくりの宮成ですが、千歳でもこれを持ち帰りまして協議をしたのですが、先ほど犬飼さんが言われたように地域農業の振興を図る意味合いもありまして、どうしても地域に定数の配分はしてほしいということで、3 の修正案で合併後最初の選挙に限り省いてあとはそのままやっていただきたいという意見であります。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

森委員（朝地町村新市まちづくり委員長）

朝地町の森でございます。原案に賛成ではございますが、まちづくり委員の中から意見が出ておりますのでそれを尊重していただきたいと思っております。今、千歳のまちづくり委員長さんや犬飼町さんもおっしゃられましたが、農業委員はその地域の实情に詳しい者でなければならないということから、委員を選挙区制により選出する方法は、最初の選挙に限らず引き続き導入をしてほしいという意見が出されておりましたので、朝地のまちづくり

委員の意見として出させていただきます。以上です。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

大野町ですけれども、先ほどから出ておりますように犬飼の修正案に賛成を致します。

芦刈会長

はい、大野町さんからは犬飼の修正案に賛成という意見が出ておりますが、三重町の案としては資料 〇 の意見でございます。三重町は、選挙区はずっと設けるということですね。3番の農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入するというところで、このことについては各委員さんの意見を聞きたいと思いますが、確認ですがよろしゅうございますか。

委員

なし。

芦刈会長

三重町いいですね。清川さん確認をしたいのですが。

森委員（清川村長）

異議なし。

芦刈会長

よございますか。3の農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入する。ここまでは確認をさせていただきました。はい、三重町から出ております 〇 の農地面積割りと農家戸数割にするという案についての意見としてはどうでしょうか。 〇 の左側の農地面積割りそれから右側の農家戸数割りを同数として30名とするという考え方でございますが。この 〇 でいきますと3番にあります。ただしの後段ですが14名を均等割りとするということを除いております。従いまして均等割りを入れるか入れないかというところだと思っております。

山村委員（犬飼町長）

均等割りを廃止して農地割りと戸数割りで決めてくださいと。

芦刈会長

均等割りを廃止して、農地面積割りと農家戸数割りではいかがでしょうかという案でございますが。今、三重町からの提案についての意見を伺いたいと思いますが、清川村さんいかがでしょうか。

森委員（清川村長）

意見調べをうちはしてないので、当初の時に選挙区制にしてほしいという意見はありました。これは前回の時にも申し上げておりますが、その中で農家戸数割にするか、農家面積割にするのかという議論はしておりません。

芦刈会長

はい、緒方町さんいかがでしょうか。

伊藤委員（緒方町議会議長）

選挙区を設けてやるということにも異議ありませんけれども、ただ定数平等割りをもつてくるとその時の数がどのように変わるのかなと。今、私は資料がありませんけれども7でいった場合は人数的に変わってきますよね。

芦刈会長

はい、事務局の方から補足の説明をさせていただきます。

事務局（産業部会 和田）

要するに均等割りを設けた場合とどのように違うかというふうなご質問だと思いますけれども、の均等割りを設けた場合の差ということではありますが、均等割りを設けない場合は三重町が1人増える、清川村が1人減る、緒方町が1人増える、千歳村が1人減るということで、現在2名になっているところの町村が均等割りを設けた場合は、最低3名という計算になっておりますので、その2村が2名となると三重町と緒方町がそれぞれ1名ずつ増加になるというふうな計算になります。

伊藤委員（緒方町議会議長）

はい、分かりました。私どもの町としては農家戸数が結構多いわけでありまして、農地面積も結構多いという形で、1人でも多くという意見もありましたけども、ある程度平等でなければならないという形で、私はこの原案に賛成を致します。

芦刈会長

はい、元の案でございますね。今、三重町からの案、修正案どちらでしょうか。

伊藤委員（緒方町議会議長）

原案。

芦刈会長

原案ですね。分かりました。はい、朝地町さん。

森委員（朝地町まちづくり委員長）

朝地町は先ほど申し上げましたように原案で賛成でございます。

芦刈会長

大野町さんからは先ほど意見を頂きましたが、お願いします。

佐伯委員（大野町長）

先ほど意見は議長の方から報告いただきましたのと同じですけれども、この原案の定数配分の仕方等につきましては農業委員会の会長さん等も会合で検討された中で、やはり今10名のところが2名になるというように5分の1になったり、あるいは3分の1になったり、これではいかんということで平等割2名あててはどうかというふうな結論で、論議の中で出た結論でございますので、私は論議の過程を尊重していくべきではなかろうかというふうに考えております。そういう意味で議長の報告した通りでございます。

芦刈会長

はい、千歳村さん。

阿南委員（千歳村長）

原案に賛成であります。

芦刈会長

はい、三重町さんは。

生野委員（三重町議会議長）

やはり面積の多いところに多くの委員を配分すること、農業委員を選ぶ選挙については農家戸数によって選出するのですから、農家戸数、面積割りとするのが妥当ではないかと思っております。

芦刈会長

はい、清川村さんは協議をしていないということもございます。

森委員（清川村長）

協議をしていないのではなくて原案に賛成ということをおっしゃっております。修正案については原案に賛成ですから、うちは協議しておりませんということでもあります。お間違えのないように。

芦刈会長

ちょっとここで休憩をとらせていただきます。2時10分までお願いします。

(休憩)

それでは協議を再開したいと思います。休憩中に三重町では協議がされたと思っておりますがよろしくお願いします。

生野委員（三重町議会議長）

資料の3ページにありますようにですね、農業委員会法の中で農業委員会の方も基礎として定数を出しているものと思っております。区分の にありますように世帯数及びその面積上の農地についてと書いてありますが、この文で30名、そしてその下の3番目にある農地面積5,000ヘクタールを超え、かつ基準農家が6,000を超える農業委員会というようなそのようなものを加味して15名15名で30名と出したのではなかろうかと私どもはみております。ですからこの均等割りの各町村に2名配分するというのはおかしいのではないかなと理解に苦しむところでございます。

芦刈会長

三重町からはそういう意見でございますが、他の町村の委員さん、何かそのことについてご意見がございましたら。はい、特段ないようでございます。はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

均等割りというものについての根拠というか、三重町としてはどうしても均等割りについてのはっきりした根拠がない以上、理解はできないということでございます。理解できないということで の農業委員定数について農地面積割り、農家戸数割りで15名15名の30名を三重町は定数としていただきたいということでございます。

芦刈会長

そういう理由から をお願いをしたいということでございますが、いかがでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

意見がないようでございますので、三重町と致しましても今回また継続協議をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

芦刈会長

はい、三重町からはもう一度持ち帰りたいということでございまして、継続協議をお願いしたいという意見でございますが、はい、どうぞ。

佐伯委員（大野町長）

先ほど申しましたように人数の配分については、最初の選挙に限りということで犬飼町さんから修正がありましたけども、やはりこれまで10名の委員さんが2名になるというふうな町村もいくつかあります。その中で苦悩されながら農業委員会の皆さん方が頑張っておられるのですが、そういうふうな会長さんの会合の中で急激に今までの10名が2名になるということではいかんではないかということで最初に限りというようなことで、配分についてはこういうふうに激変するということを緩和すべきだというふうな判断の基に協議をされて出された結論というふうに私は受け取っていますし、これは尊重をしていかなくてはならないのではないかとこのように思っております。そういうことでございますので、これを持ち帰るといふことにしますと、農業委員会の方にもう一度これでいいのかという

ことを聞かなくてはいけなくなるだろうと思います。ぜひですね、今書かれております原案でやっていただきたいというふうに思っております。

芦刈会長

はい、大野町さんからはそういう意見でございます。三重町からはもう一度持ち帰りたいということで継続協議をお願いしたいということでございますが、はい。

阿南委員（千歳村長）

大野町の意見に賛成です。

芦刈会長

はい、最初 22 日に 1 回継続協議となっておりますが、今回、継続協議で 2 回目でございますが、いかがでしょうか。三重町としては一度持ち帰って協議をしたいということでございますが、はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

朝地町の羽田野ですが、まず今のこの状況の中では 5 町 2 村の中では三重町さんだけが面積割りと戸数割りということで、他の町村は今の原案で良いということであるわけですね。これを継続協議として持ち帰った時に、他の町村は変わる要素があるかどうかということだろうと私は思うのですが、三重町さんが継続協議と判断されたというのはそこら辺のことを含めて検討されるのかどうか、あるいはこのまま変わらないのかどうか。そこら辺がポイントになるのではないかという気が致します。

それと同時に均等割りを採用したほうが良いということで資料 で出ておりますが、その中で定員が最低 3 名以上になり得るように計算をしたというようなことでありますし、私は議員定数の時も話を通させていただきましたが、3 名というのはこれから新しく 1 つのまちづくりの中で基本になってくるのではないかという気も致しております。2 名というよりも 3 名ということの中でお互い総合判断をしながら 1 つの判断を下すというのが 3 名というのが妥当な数字ではないかというふうに思いますし、そういう意味では均等割りの 2 名というのをこの中に加えたのだろうというふうに思います。従って大野町長さんが言われましたように、やはりこの問題というのは農業委員会会長会でも十分議論して上がってきた経過であろうと思います。

また、このうち三重町の委員さんから農業委員会会長会では多数決で決められたということですが、それはそれとして私は農業委員会の会長さんが出した 1 つの結論というのは、重く受け止めなければならないのではないかなというふうに思っております。先ほど大野町長さんが言われましたようにこの原案ということの中である程度話をまとめていくのが良いのではないだろうかというふうに思っております。以上です。

芦刈会長

はい、意見がございませうか。はい。

生野委員（三重町議会議長）

先ほど三重町が主張しておりますように均等割りについて三重町はどうしてもやはり理解できない。やはり面積の多いところ、そして農家戸数の多いところにそれぞれ割り振るのが本来の形ではないのかということ強く特別委員会の中で意見が出されたわけでございます。

芦刈会長

そのようなことで一度持ち帰りたいということございまして、継続協議とさせていただきたいという三重町の意見でございますが。

山中副会長（緒方町長）

緒方町の山中ですが、平行した議論が行われておりますけども、お持ち帰りになって再度ご検討いただくのは結構だと思いますが、他の町村が意見として今申し上げておるのは、かなり継続協議の中で各町村ともにそれなりの議論をしてきたわけでありますので、他の町村同一に意見がまとまっているということをご認識いただいて持ち帰りいただくという観点からであれば、先ほど朝地町長も申し上げたように、私どもも持ち帰り協議は結構だろうというふうに思いますが、その点をお考えいただきましてご検討ください。

生野委員（三重町議会議長）

それは分かっております。他の町村は原案通りというようなことを強く主張しておりますし、また各委員の皆様方もそのような考えということは十分伝えて、特別委員会の方でしっかりと論議をしてまいりたいと思いますので、今回はぜひ継続協議をお願いいたしたいと思います。

芦刈会長

そのようなことございませうかがいでしょうか。よございませうか。それでは協議第49号につきましては継続協議とさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

若松委員（犬飼町議会議長）

犬飼町の若松でございますけども先ほど本町からもですね、一応修正ということでお認めをいただいたというようなことございませうから、そのことについて事務局を通じて確認をしていただいて、今協議会の場で意見の相違している点は平等割りを採用するのかしないのかであり、プラス1が緒方町、三重町、マイナス1が千歳村、清川村になるというようなところはビシッと確認をして、継続協議なら継続協議ということにさせていただきたいと思っております。ちょっと事務局と相談をしていただいて、その辺を確認して継続協議としてさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、先ほども申し上げましたが、3番の農業委員会委員の選出方法については合併後

選挙区制を導入すると、ここまでは委員の皆さんから今確認をいただいたところでございます。

若松委員（犬飼町議会議長）

原案原案言いよったら、原案が違っていたら大事違うで。

芦刈会長

事務局から。

若松委員（犬飼町議会議長）

だから原案と一番違うのは、選挙区制を導入するということが大きく違うのですよ。分かっていますか。

赤嶺事務局長

今の修正後に確認された事項についてこの場で確認をしたいと思いますが、3番のところではありますが、農業委員会委員の選出方法については合併後選挙区制を導入するということでもあります。

芦刈会長

そこまで確認をいただいて継続協議ということです。

赤嶺事務局長

最初は犬飼町からの提案では、ただし最初の選挙に限り選挙区の定数についてはというところを入れるかどうかというところは、ただしの後に最初の選挙に限りということを入れるということでありまして、そのことは。

若松委員（犬飼町議会議長）

だから私はそこを一番心配しているのです。だから選挙区制を導入することになれば、最初の選挙だけではなく、やはり大野郡5町2村の基幹産業は農業であることから農家の意見、地域の特性・特色を活かした農業委員としての発言をしてもらうという観点から、各町村に農業委員さんがいなくては困るという観点から、選挙区制を導入するということを強く私の方は要望し修正をお願いしたのです。

だから修正が認められたということになればただしも何も無い。選挙区制を導入するということを皆さん全会一致でお認めをいただいたのです。

それを確認している。どうですか。

赤嶺事務局長

そのことはもう確認をされたと思いますので、最初の選挙に限りだけをただしの後に入れた場合には意味が少し変わってくるだろうというふうに思います。

山村委員（犬飼町長）

犬飼町が修正を申し上げました最初の選挙に限りというところを、ただし最初の選挙に限り選挙区の定数については定数 30 名のうち 14 名を均等割りとし、各町村に 2 名割り当て残りの 16 名を農地面積割りにより算出された者の合計とするというように入れたいとこういうように申し上げたのです。だから、最初の選挙に限りに定数 30 名のうちに 14 名の均等割りを入れるということで大体は話がついている。最初の選挙に限りを無理に入れようと入れまいとそれは良いのですが、均等割りでなくて選挙区制が施行されるならば犬飼はそれで良いということなのです。

赤嶺事務局長

最初の選挙に限りをただしの後に挿入した場合、人数の問題に波及しますので、定数 30 名のうち 15 名を均等割りとしというところまでが最初の選挙に限りということに文言としてとられますので、そのあたりはどうでしょうかということなのです。

山村委員（犬飼町長）

だからですね、まあ三重町さんから均等割りうんぬんということが出ておりますので、それはこの次で良いと思います。三重町さんが折衷案でそのようなことをお考えになるかならんかは別としまして、犬飼町は最初の選挙に限りということは、3 年経ちますと農家戸数も違って来るだろうし、耕作面積の農地も変わってくるのではなからうかというようなことで地区割りが変わってくるのではなからうかというようなことを想定しまして、最初の選挙に限りということを入れていただきたいと言ったわけです。そうだから最初の選挙に限りをただしの次に入れるのを、この次の協議の時まで待っていただいても結構です。以上。

芦刈会長

はい、まとめて申し上げますが良いですか。1 番の新市において大野郡 5 町 2 村を区域とした農業委員会を 1 つ設置する。2 番の農業委員会の公選による委員の定数については 30 名とする。3 番の農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入するとここまで確認をいただいたというふうに思っております。それ以降についてはまだ今申し上げました継続協議としていただきたいということでございますが、よろしゅうございますか。はい、よろしく申し上げます。

それでは続きまして、協議第 60 号広報広聴事業の取扱い(その 2)についてを議題とさせていただきます。この広報広聴事業の(その 2)につきましては、4 月 22 日の協議会で三重町の方から資料を、事務局を通じて出していただきたいとお願いしたいと。そしてこの具体的な数字に基づきまして検討し、改めて結論を出したいと考えておりますというようなことで継続協議とさせていただきますが、三重町の方から。はい。

生野委員（三重町議会議長）

広報広聴事業の取扱いについてでございますが、先の合併協の中で資料を要求いたしました。その資料を、事務局を通じて頂いたわけでございますが、その内容について三重町

の疑問に答えるものがなかった。このためには追加資料を請求しているところでございます。その資料の提出を待つて再度検討し結論を出したいと。

それまで継続協議をお願いしたいということでございます。その追加資料につきましては、先般申し上げました人件費等関係にかかる経費をすべて加えたとき、毎年いくらかの運営経費がかかるかの中で、もう少し詳細な資料をいただければ検討できないわけでございます。事務局を通じてまたお願いするわけでございますが、ひとつ資料を出していただきたいと思っております。

芦刈会長

はい、今、三重町からの協議結果につきまして報告を申し上げましたが、意見等がございますか。大野町さん何かご意見があれば。

佐伯委員（大野町長）

大野町ですが、前回ケーブルテレビの関係につきましては、いろいろなご心配とかご意見がある中でそれぞれの町村からご理解を賜ったというふうに解釈を致しております。三重町さんのほうがさらに検討したいということでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思っております。

芦刈会長

はい、三重町としてはいかがでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

各町村に合併協通じましてこの資料がおそらくいっていると思っておりますが、この資料を見てそれぞれの皆さん方が本当に理解できたのかなと思っております。先ほど言いました運営費の見込みについてでございますが、ちょっと本当に詳しい資料を頂きたいということでございます。資料については、もう読み上げなくても事務局の方から担当者に渡しておりますので、どうかひとつ資料の提出をお願いいたします。

芦刈会長

はい、資料をお願いして本日の協議会では継続協議とさせていただきたいということでございますが、今、三重町から資料の提供をお願いしたいということでございますが、そのことについて大野町さんご協力いただけますでしょうか。

はい、よろしくご協力をお願いいたします。そういうことでこの協議第 60 号については継続協議とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、協議第 61 号病院・診療所の取扱いについてを議題と致します。はい、このことにつきましては前回の協議会で三重町の方から「合併までに調整する」を「合併調印までに調整をする」という修正のお願いを致しまして資料の提出をお願いしたいということで、継続協議となっているところでございます。はい、資料のことにつきまして緒方町長から意見を頂きたいと思っております。

山中副会長（緒方町長）

先の協議会の中でおがた病院の資料を三重町あるいは犬飼町さんの方からご請求をいただきましたけれども、病院の利用状況とか郡内の町村別利用状況とか、あるいは脳神経外科の利用見込みとか、4月の結果がまだ集計が前年度よりも若干変わってきておりますので、そういう意味では正確な資料を出したいと思っておりますので、若干の猶予をいただきたいと思っております。次回ぐらいまでには出せるようになると思っております。よろしくご理解いただきたいと思っております。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

はい、今、町長さんの方から次回には詳しい資料を出すというようなことでございます。先般の協議会の中で持ち帰って原案になるように努力を致しますということを言いましたけれども、判断する資料がまだ届いていないので、今回もやはり継続というような形をお願いしたいと思っております。

芦刈会長

はい、そのようなことで継続協議とさせていただきたいということでございますが、よろしゅうございますか。はい、お願いを致します。協議第61号につきましては継続協議とさせていただきます。

続きまして、規協議と致しまして協議第67号建設事業の取扱い(その3)についてを議題と致します。前回の協議会で新規提案を申し上げまして事務局の方から詳細な説明を申し上げておりますので、今回につきましてはポイントのみの説明をお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

建設部会を担当しております隈田原といたします。よろしく申し上げます。

ポイントのみを私の方から申し上げたいと思っております。現在、大野郡5町2村の中で土地開発公社が存在しているのは、つい3月までは4カ所ございました。でも清川村さん、緒方町さんで、3月議会で自主解散という形になっておりますので、現在では三重町さんと大野町さんが土地開発公社を持っているという状況でございます。ただし、三重町の土地開発公社につきましては、3月24日の理事会において自主解散と。今の状況で6月議会にかけるといって進んでいるというふうに聞いております。また、大野町さんの方では2月20日に理事会を開きまして、今現在15年度で工事はほぼ終了しておりますが、今から販売事業等を行っていくと。事業の進行中であるので、存続の方向という形をお願いしたいというふうに聞いております。

そのような状況の中で合併前になりますれば、大野町さんの土地開発公社だけが残って、この公社をどうするかという話になるかと思っておりますが、現時点では三重町の土地開発公社、大野町の土地開発公社の2つが存在するという状況にありますので、まず提案と致しましては、土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし詳

細については三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整するという形で提案をしております。ご協議方よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、協議第 67 号につきましては、それぞれの町村で新市まちづくり委員会、あるいは議会の特別委員会等でご議論をいただいたというふうに思っておりますが、意見等がございましたらお出しをいただきたいと思えます。

生野委員（三重町議会議長）

事務局の方から先ほど説明がございましたけども、清川村や緒方町も土地開発公社を自主的に解散しておりますし、三重町もただ今言われましたように 3 月 24 日の理事会においても自主解散の方向に向け 6 月の定例会で解散するわけでございまして、関係町村では大野町の土地開発公社だけになるわけでございます。

合併前に三重町と特別委員会と致しましては自主解散ができないものか、それについて十分な協議をお願いしたいという意見でございまして、今回もやはりこの件については継続協議をお願いしたいということでございます。

芦刈会長

はい、三重町からはそういう意見でございますが、その他ご意見等がございましたらお受けしたいと思えますが。ありませんでしょうか。三重町からは継続協議としていただきたいということでございますが。

生野委員（三重町議会議長）

継続協議をたびたびお願いするわけでありまして、これにつきましては大野町の土地開発公社が現在保有している土地の今後の利用も含めて公社保有地の処分計画を明記した資料の提出をお願い致したいと思えます。それはなぜかと申しますと、塩漬け地となりまして新市の財政負担を残さないというふうな理念の下に私どもはこういうことを言っており、また資料等も確認をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

芦刈会長

それらのことから継続協議とさせていただきたいということでございますが、よろしゅうございますか。はい、それでは協議第 67 号につきましては、継続協議とさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして提案協議ですが、協議第 68 号議員の定数及び任期の取扱い(その 2)についてを議題と致します。協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

このことにつきましては、前回の 4 月 22 日の第 14 回協議会にありまして議会議員の定数等検討小委員会の委員長さんから経過報告をいただき、今後につきましては、協議会の場で協議をするということを確認致しております。各町村におかれましては、それぞれこの案件につきまして新市まちづくり委員会や議会特別委員会などで協議をされたことと思えます。

それでは、お手元の資料 をご覧いただきたいと思います。1 ページ目にこの案件に関する協議の進め方、ポイントをまとめたものを記載いたしております。また、2 ページ目につきましては、それぞれ協議ポイントごとに各町村の意見をまとめるためのシートを用意しておりますので、各町村の意見をまとめる際に活用していただきたいと思います。

それでは、1 ページ目にお戻りをいただきまして、まずこの案件に関する協議の進め方を確認したいと思います。事務局の方で協議の進め方につきまして説明を申し上げます。事務局よろしく申し上げます。

赤嶺事務局長

この協議の進め方について少しご説明したいと思います。協議の進め方ではありますが、基本的には前回の協議会の議員定数等検討小委員会報告を尊重するが、協議会での協議が決定されたことにより、本項目の議論は白紙の状態で行っていくということの認識をお願いしたいということでもあります。

2 点目と致しまして、前回の協議会以降、各町村の新市まちづくり委員会並びに議会の合併問題調査特別委員会等で協議された結果を次に示す協議のポイントに従って報告をしていただくということでもあります。まず四角の中ですが、ポイントとしまして設置選挙と申しますのは、合併後初めて行われる選挙のことを設置選挙と申します。設置選挙後と申しますのは、いわゆる特例期間を過ぎた後のことということでございます。あとの新市の議員定数を何人にするか、いわゆる議員定数というものであります。これは人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村については26人以内ということになっておりますので、このことについてまずご確認をいただきたい。

続きまして設置選挙（最初の選挙）ではありますが、この選挙に際しまして特例措置を適用するかどうかというご確認。特例措置を適用するとした場合に定数特例にするか、在任特例にするかということでもあります。そして、設置選挙について選挙区を設置するか。いわゆる小選挙区といわれるものであります。選挙区を設置するかどうかということでのご確認をいただきたい。 が焦点になろうというふうに思っております。定数特例を採用した場合に、選挙区を適用する確認がされた場合の4年間の議員定数を何人にするか。また旧町村ごとの定数を何人にするか。このところが焦点になろうと考えております。このことは の新市の議員報酬のあり方をどのようにするかということとリンクされるだろうと思いますので、 はともにご議論をいただきたいというふうに考えておりますので、そういう進め方でよろしくお願いを致します。以上です。

芦刈会長

はい、小委員会におきましては、全会一致の結論に至ることができませんでしたので、 にありますようにこの協議会におきましては、小委員会の検討結果を踏まえながら最初から1つずつ押さえていきたいというふうに思っております。なお、協議の過程におきましては、小委員会の議論の経過を確認することもあるかというふうに思っておりますので、その際は委員長でございます伊藤議長さんによろしくお願いを申し上げます。このような進め方でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

芦刈会長

はい、このようなことで進めさせていただきます。ありがとうございました。

まず、ポイント の設置選挙後の選挙、つまり2回目以降の市議会議員選挙の議員定数を何名にするかということでございます。これにつきましては、地方自治法第91条に基づきまして人口5万人未満の市は26名以内となっております。小委員会では条例定数は26名で合意をした経緯もございます。従いまして につきましましては、条例定数26名でよろしいかという確認になるかというふうに考えております。こういう方向でよろしゅうございますか。それ以外の選択肢を提案される方がいらっしゃいましたら、挙手の上ご発言をいただきたいと思っております。どうでしょうか。

委員

なし。

芦刈会長

異議なしということでございますので、 につきましましては、26名ということで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。ありがとうございました。

続きまして につきましましては、新市発足後の最初の選挙（設置選挙）にかかる部分でございます。

につきましましては、小委員会では現在の社会情勢及び財政状況並びに合併の効果などを考慮いたしまして定数特例を採用することで合意に達してまいりました。そこで につきましましては、設置選挙は特例措置を適用する。

につきましましては、特例措置が定数特例とするという方向でよろしいでしょうか。それ以外の選択肢を提案される方がいらっしゃいましたら挙手の上ご発言をいただきたいというふうに思っておりますが、 につきましましては、特例措置を適用する。 については、特例措置は定数特例とするという方向で一括を致しまして、新市発足後の最初の選挙において定数特例を適用するという案に賛成の方の挙手を求めます。はい、挙手全員であります。ありがとうございました。

続きまして についてでございますが、新市発足後の4年間に つきましましては、基礎作りの大切な時期でありますことから、合併関係町村、つまり5町2村からそれぞれ議員を選出する形が望ましいという小委員会の協議結果を踏まえまして、 につきましましては、設置選挙においては選挙区を設置するという方向でよろしゅうございますか。もし、それ以外の提案をされる方がありましたら、発言をいただきたいと思っておりますが。

委員

なし。

芦刈会長

はい、それでは つきましては、設置選挙につきまして特例期間中については選挙区を設置する。特例後においては設けないということで賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。ありがとうございました。

次に、協議のポイントであります でありますが、議論の中では密接に関連があらうと思っておりますので、これにつきましては各町村の協議の状況を順番にご報告をいただきたいと思っております。

これまでいつも建制順だったので今回は逆方向で犬飼町さんの方からご報告をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山村委員（犬飼町長）

犬飼町町長山村でございますが、ただ今お尋ねになりました定数及び議員さんの報酬についての各まちづくり委員会、また議員の特別委員会等の結果についてご報告なりご意見を申し上げたいと思っております。

定数につきましては、議員さん及びまちづくり委員さんにつきましては小委員会の大体の皆さんがおっしゃっておりました人数、大体 36 名というようなことで話が一致しております。それから報酬につきましては、財政事情厳しい中、できるだけ近隣の市の状況に合わせて安いところで設定をしていただきたいというようになっております。

各町村ともそれぞれの方が町村で決めたことでございますので、私の方は今回に限り一応これで提案を申し上げるということでございます。以上です。

芦刈会長

続きまして千歳村さん。

宮成（千歳村まちづくり委員長）

千歳のまちづくりでも協議をしたのですが、一応小委員会の 36 名を尊重するというのと各委員で持ち帰ってもう一度本当にそれで良いのかという提案はしております。報酬については、犬飼さんと同じように適正で安いほうに合わせていただきたいという方向であります。

芦刈会長

大野町さん。

佐伯委員（大野町長）

大野町です。同じく定数は 36 名で、議員の報酬のあり方につきましては、類似団体よりもできるだけ安くということでございます。以上でございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。朝地町さん。

浅野委員（朝地町議会議長）

今、大野町さんからもございましたが、私たちも36名の定数でということでございます。そして、議員報酬につきましては類似団体ということもございましたが、この厳しい時ということを考慮しまして近隣の安いところに合わせるということで、類似団体ではないと安いほうを選択するというところでございます。

芦刈会長

はい、緒方町さん。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方町でございますが、定数36名、報酬は安い方向にということであります。

芦刈会長

はい、清川村さん。

森委員（清川村長）

清川村であります。今回のこの協議の中で一番先の進め方の中に本項目の議論を白紙の状態で行っていくということが書いてありますが、私の方はそれを非常に尊重し、話を進めまして議会特別委員会並びにまちづくり委員会を6日に開催をして方向性を出しております。それを申し上げたいと思っておりますが、町村合併に伴う一定の特例措置を使うことも許されておりますが、この特例措置も最大限の活用をするのではなく、できれば法定定数に近いところでまとめるのが現状の課題を踏まえた上で理想ではないかという意見がありました。

そこで清川村としては、この間、議会特別委員会、まちづくり委員会でさうとう議論に議論を重ねて議員定数についてはできるだけ法定定数に近い27名から29名が理想と考えることができました。この定数であれば小さな町村であっても最低複数の人数は確保されるのでよしということにしたところであります。なおまた、議会議員の選出につきましては、新市全体の議員としての選出をされることが大切であるという意見も頂いたところであります。しかし、合併問題は互譲と共存共栄の精神であることからこの間、多数の意見である36名としてきましたが、再度議論に議論を重ねた結果、法定定数を人口で割り、切り上げによる29名を提案したいと思っております。ただし、各町村の意見が他の定数で統一できれば、清川村としてもその案に賛成をすることはやぶさかではないという付帯決議がついておりますからご報告申し上げます。

芦刈会長

はい、報酬については。

森委員（清川村長）

報酬については、類似団体という意見もありましたけども安いところから適用してもらいたいということでございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして三重町。

生野委員（三重町議会議長）

三重町はこれまで定数を主張してまいりました 27 名ということでございます。以前、基金の取扱いで関係町村全体の努力の中で、合併時に財政調整基金が 38 億 6600 万円持ち寄ることができまして、これは良い財政運営ができるかなと思っておりましてけども、先般合併協議会から出されました財政推計を見ますと、平成 20 年にはこの基金を全部使い果たして、なおまた 11 億 8300 万円の歳入不足が見込まれております。

このような新市の財政難が予想される中で、議員を増やすのではなくできる限り少ない数で最大の効果を上げるように自らが努力すべきではないかと思っております。また、今まで各町村が議員定数を法定定数から何割かを減じた定数にしているはずであります。それは各町村とも財政を考えた上での数で設定しているのではないかと思います。合併するからといってその考え方を変えるのもおかしいのではないかなと思っております。

従いまして今の各町村議員定数を設定しているその考え方からすればおかしいのではないかと考えておりますので、三重町は 27 名となっておりますのでよろしく願いいたします。報酬につきましては、少数精鋭ということで新市の議員になった方にはしっかりと議会活動をして新市が発展するように努力してもらうために類似団体の報酬をお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、全関係町村の委員さんからご報告をいただきましたが、再度ご意見等がありましたらお受けしたいと思っております。ございませんか。はい、ただ今、清川村さんの方から新たな提案が出されましたが、このことも含めまして の議員報酬のあり方の 2 項につきましては、再度持ち帰りをいただきましてご協議をいただいくということではいかがでしょうか。はい。

生野委員（三重町議会議長）

これは持ち帰って協議をしてこなくてはならないわけですが、これまで小委員会の議会の中で三重町が 27 名ということを中心として主張してまいりました。その点についてやはり 1 つの村が理解を示してくれたということは、大変ありがたいと思っております。ぜひ少数精鋭という形の中で議員定数をひとつ各町村も決定していただきたいということを強く希望いたします。

芦刈会長

それでは、この案件につきましては、はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

大野町ですけども、確認事項を別に引き戻すような考えはございませんが、大野町の議会と致しましては、他の町村は参考にしながら町独自の考え方として、私は逐次皆さんの意見を集約し協力もお願いをしてきた経緯がございます。小委員会の結果につきましては、

先ほど冒頭にございましたように尊重するが白紙の状況でということになっておりますけれども、この経過の小委員会の状況をですね、私は住民の皆様の開示をするべきだと思うんですが。これは、請求があればなおさらのことでありまして、むしろやり取りの状況というものをやはり郡内の住民の皆さんに知っていただくということが大事ではないかと考えております。それを今後の事務局の対応として、また住民の皆さんからどういう声が出てくるのかという、それを参考しながら対応していただきたいと、私は思うのですけど。それは検討してください。その中で大野町の場合は、当初から在任という少数の意見もございました。しかしながらその都度、説明をして他町村の動きを説明する中で理解をいただいて定数特例という方針が出てきて今日に至ったわけでございます。

36名につきましては、いまさら私が申すまでもございませぬ。委員長から前回報告がなされましたように新しいまちづくりを皆でやるという一体感と連帯感が大事ではないかとそういうふうに思っております。だから、小さいという表現はまずいのですが、人口の少ない町村については政治的な判断とまではいいませんが、政治的な配慮が必要ではないかとそのように思っております。他の状況も前回、朝地の町長の羽田野委員さんから提案がございました。参考にそちらの状況も調べさせていただきましたけれども、やはり思いやりと互譲の精神、あとはそれぞれの町のリーダーシップである。あらゆる場所でこのような状況はどこも繰り返してきたという経緯がございませぬ。しかしながら人口の少ない町村について配慮していくと。

1.5とか1.2とかいう数字が出ます。定数で割った場合には、そのような数字が出ますと。しかし、単純に定数特例が2倍まで認められるというほど考慮して、小さいところに2をかけて3にしたというような例の新しいまちづくりを目指しておる地域もございませぬ。このところを私は、大変素晴らしいことだなあと思っております。これは議員でありますから各地域のエゴを申すような時代ではないんです。今までも議員としてはどうあるべきかとか改正とはとか問われてきたわけでありませぬけども、今後はなお一層のことが問われてくる。議員の資質と住民の選択の目というのがもっと問われてくると思うんです。

協議事項につきましても合併までにどうするとか、調整をするとかいう表現が極めて多いわけでありませぬ。その新しいまちづくりをこの4年間でやっていくのに10人で抱えてやるのが良いのか15人で抱えてやるのが良いのか、そのところの問題と思うんです。そこで切磋琢磨するということが大事だとそう思います。それと報酬につきましては、当初大野町も申し上げましたが、類似団体を参考にするという意見も総会の小委員会の中でございましたけども、私のところは三重町の水準でも良いんじゃないかと、そういったラインもはっきり言っております。それから財政難を議員の数で当てはめていくというこれが間違いと思うんです。だからそういう財政の厳しい状況を議員や住民がどういう方向に持っていくかということが大事であって、住民の皆さんの意見を反映できるような体制を基本的に作ると。ここまでは、住民の行政サービスの低下にならないようなとかいういい方をされませぬけれども、果たしてそれが、ただ財政がこうあるから人数をここに抑えるというのが正しいのかどうか。私は疑問に考えております。もっと事業や政治も段階で押さえるところは押さえるものがありませぬし、こういうとらえこそが大事ではないかなというふうに思います。

それから長くなって大変申し訳ないのですが、あとはあまり申しませぬけども、表面に

出てるやつだけではですね、住民の皆さん分かりにくい。だからそのたたき台となったものを白紙ですよとかそれでも良いのですけども、やはり1つの資料として気持ちの中に収めてもらうということは、私は大事ではないかなとそういうふうに思います。まだまだ論議のある継続になる状況にありますので、また述べさせていただきたいと思います。

それから一番申し上げたいのは、議員定数というのはわれわれの理論はどうじゃこうじゃというような考え方は、私は毛頭ありません。たまたま今、議員をしているだけであって、1人の住民として地方の自治をどういうふうに持っていかと考えたときに、私はこの6回の小委員会の中で、死に物狂いでやってきました。皆さんも同じでありますけど、勝るとも劣らず私はやってきました。先輩に対して大変失礼ないい方もしてきた面もありますけども、何でこのくらいのがまとまらんのかと。どっちが住民のサイドに立った発言かなということを私はまだ自問自答したいと思いますし、せっかく皆さんお集まりの中です。十分そのことを考えてお願いを申し上げたいと思います。ちょっといい方が厳しい面もございますけども、地がこういういい方ありますのでご理解をお願い申し上げます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

衛藤（清川村新市まちづくり委員長）

清川村の衛藤であります。私どもは極めて長時間の議論を致しております。議会特別委員会も同様でありますし、まちづくり委員会も長時間議論いたしてます。終わりのところを村長から今お話を申し上げたわけであります。

三重町の議長さんから共鳴するところが出てきたという発言がございますが、私どもそうではないのであります。結果的に近づいたということは、それはそういうことでもありますけども、やはり私どもは当初から端々あるいは弱いところ、そういうものに配慮が必要であるということは小委員会でも主張してきたわけであります。しかし、あれだけの議論をしたけれども両極端でした。1回朝地町さんと大野町さんが打開案として1つの案を出されました。しかし、それも白紙に戻って、なお延々と2つの案が平行してあるわけです。ここはひとつ何とか話の解決を目指した糸口をつかまなくては駄目じゃないかというような議論がございました。ここでは、村長が数を申し上げましたけども、最後に数にこだわるわけではございません。

各町村が妥協できるものが出れば、それに従うことはやぶさかではありませんということを最後に申し上げました。やはり、人口割りとか大きいところにたくさんという主張がある。片や、そうではなくて、端々に日を当てようやとこういうことでございますけれども、一昨日でしたか元副総理の後藤田正晴氏の小泉改革を批判する論文が新聞に出ておりました。これは何回も私は読みましたけれども、やはり政治というのは弱いところに日を当てるのが政治だと。小泉改革は弱者を切り捨てであるというふうに解釈されるようなことが書いてあり、数の原理で推すというのは民主主義の基本かもしれません。しかし、憲法を読んでも政治は弱いところに日を当てるとするのが政治だと私は考えております。従って生野議長さんのお言葉を少し返しますが、三重町案に完全に私どもは同調するとい

うものではございません。

何かいっぺん朝地町さんと大野町さんが妥協案に近いものを出したわけでありますから、これをさらに上乘せはできないかという意味を含めての提案でございますので、その辺をひとつご理解いただいて、弱いところに日を当てるという行政の基本はひとつ堅持をしながらご議論をいただいて、できれば中津・下毛ももめているようで、どこもそんなに簡単に片付く案件でないということは承知をしておりますけども、清川村としては思い切ってこの際、内部の本当の論議を皆さんにお話をして、これを糸口にして何とか早い時期に解決に持ち込めればというふうに希望して申し上げたところでございますので、私ども清川村の意義あるところをひとつよく理解していただいて、29名と村長が言いましたけどもこれにこだわるわけではありません。何とかひとつ解決へ前進をさせていただきたい。そういう願いを含めておるということを申し上げておきたい。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。その他ご意見ございませんでしょうか。はい。

高野福会長（千歳村議会議長）

千歳村の高野ですが、ただ今、大野町さん、そして清川さんの意見を拝聴していましたが、やはりわれわれ小泉内閣の弱者を切り捨てる、いわゆる平成の首長3役、議員のリスト。まあこれは先であります、何はともあれ先般朝地の町長さんも申されましたが、われわれ小さい村は過疎でありますから、どうしても議員は日ごろ地域のリーダー的な役割の部分も持っております。地域振興の発展の役割も持っております。行政の実務もありませんが、やはり先般から小委員会でも申しましたが、お互い議員の地位のことであるからこういう会は早目に切り上げようや、3回で終わろう、潔く早めに、そして協議しようではないかということでありましたが、燃えに燃えて深夜までかかったこともあります。

大野町さん、朝地町さん、非常に譲歩しましたが、この提案も無になり今回を迎えておりますが、やはり36名は最低の線であり持ち帰ってもこれは、この会議に持ってくるのはまた同じ数で、もしくは私のほうは当初より4、5人欲しいというようなことも申しましたが、それは無理としましてもやはり議員の数はより多く欲しいと思っております。またいまひとつは、よその地域はまとまりかけておりますが、早くまとまっておるところは在任でまとまっております。

ただ私も深夜までに及んだ時に何か代案はないかというので、私の方の少数意見であります。在任特例も、これは打ち上げなくてはいけないのではと申しましたが、やはりこれは議会するところも場所もないからと、とても設備するには非常に莫大な金がかかるからということで再度定数特例で今日に至っておりますが、5町2村がこうして丸いテーブルにつくということ自体が、これは県がここまで運んできたものと思っておりますが、県の方の責任もあると思っております。ここで申しますが、例えばおがた病院でも県があえて許可もして、無理やり理念を、共有しているもの同士ならばともかく、5町2村、まして短い期間に押し付けるようであり、またそういうこともいろいろ考えてくれば、やはりこれからねじれも生ずるかも分からないのではなからうかと思っておりますが、こういう点についても今日は大野地方振興局長さんがいませんが、次回でも明確な答弁がほしいと

思っております。以上であります。

芦刈会長

はい、その他意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

大野町ですが、今、在任の言葉が出ましたけども、大野町の場合も先ほど申しますように当初から少数の意見の中にこれがあったことは事実でありますし、この6回の経緯を踏まえて説明をする中で定数特例がここまで来て成立をしない以上、これは一定の結論を出して新しい選択肢として考えることが大事じゃないかと、必要じゃないかということも確認をしております。しかし、この流れの中で定数特例でということ为先ほど私は手を挙げましたけれども、そういう動きとそれを真剣に考えてきた、何とか数をまとめて早目に協議項目を消化していこうという意気込みがあつての新しい選択肢ということにとらえて、気持ちの中でとらえていただけるとありがたいと思っております。会場とか議場とかいろんないい方がありますが、そういうのは枝葉の話でありまして、地方の政治、地方自治がどういうふうにあるかということが頭にくれば良いんです。私はそう考えております。

芦刈会長

はい、その他ご意見ございませんでしょうか。はい。

高野副会長（千歳村議会議長）

すいません、もう1点申し遅れましたが、報酬の件ですが、これも報酬はこういう財政推計を見た限りでは非常に厳しゅうございますので、報酬は千歳の報酬に合わせて、いわゆる報酬というものは政治報酬であります。新市が豊かになればより活動できるお金をもらえば良いのであって、その報酬は生活給ではありませんので、一番最低でとそのように申しております。そのことも十分皆さん方にお耳に入れておきたいと思っております。

芦刈会長

はい、三重町さん。

生野委員（三重町議会議長）

はい、それぞれの委員の皆さん方の言うことも十分理解できるわけでございます。やはり、新市の議員はその町村の議員でなくして全体を見渡した議員活動をしていかななくてはならないわけでございまして、弱いところとかまた人数が多ければいい活動ができるのかというのは、決してそうではないと思っております。少数精鋭で切磋琢磨して新市が均衡のとれた、バランスのとれた発展をするように、それぞれが新市の議員となった方々が努力をしていけば新市の繁栄もあるのではなからうかと思っております。

芦刈会長

はい、その他。はい、どうぞ。

浅野委員（朝地町議会議長）

朝地町の浅野です。今、三重の議長から出ましたが、これはもう小委員会で7回にわたってやってきたことをごさいます、今、私もあえて言う必要はないと思って黙って聞いていたのでありますが、今日、皆さん、傍聴の方が見えていますのでこういう会議の場ですので、オープンにそのことも話しておいた方が良かろうと思って私は手を挙げさせていただきました。

非常に良く分かります。三重町さんのおっしゃっておられることは終始一貫して農業委員からすべての問題みな一緒なのです。私たちもそれが分からないわけではありません。少なくとも新しいまちづくりに向けて協力をしようということで、三重町さんの案にわれわれ20パーセントというそういうひとつの高いハードルも越えて協力もさせていただきました。そして先般は、議員定数におきましても大野町さんとわが町で1名ずつという1つの案も出させていただきました。われわれも非常に1つの厳しい状況ではあるが、合併することによって新しいものに向けて協力して頑張るまちづくりをしていこうということでやってきております。決して私どもの36名というものも36人にあえてこだわってどうこうということではないということ、委員会で申し上げてまいりました。

そして、財政が厳しいということについても財政がそんなに厳しいなら委員の報酬を下げてはどうですかと申してきました。それが今、三重町さんがそれなりの仕事を少数精鋭ですのだから、類似団体の高い報酬をやれというご意見ですが、何かちょっと違うのではないかというふうに思います。私たちは、そういうせめぎ合いをするのではなく、お互いに本当にまちをつくっていく気があるのかどうか、相手がこういうからこうだと意地の張り合いをしてそういうことで先が見えてくるのかと。この話をずっと聞いておりますと、全員一致でなくては、これは進まない。6対1ではないという原則がございます。そうすると本来なら当然委員の定数とかいった問題は早くクリアして新市のまちづくりをどうするのかと、厳しければ厳しいなりにどういうふうなまちづくりの代案を持っていくのかと、そこら辺を踏み込んで、本来ならば話をしたいところではありますが、なかなかそれも許していただけない。

われわれ確認を小委員会で致しました。三重町に新市の庁舎も造ることにおいてやぶさかでない、これは確認事項だということも会議の場で申しております。われわれ端々からそのまちに向けてまちづくりをする。これはさっき議長がおっしゃってましたが、人数うんぬんではなくて新しいまちづくりの委員であるからどっからの代表であるとか関係ないと趣旨のようなことを言っておられましたが、私は、これはちょっと違うのではないかなと思います。住民の皆さんは非常に心配をしておられます。それで4年間の特例措置というのがございます。だから、この4年間の特例措置に限っては、皆さんが心配しておられるのだから、許す範囲でやったらどうかということをお話しておるわけで、決してわれわれ6町村で今まで話を進めた中にそういう強引なことも言ったことはないと思います。事務局さんにそれは確認していただければ良いと思います。1点は三重町さんの考え方がその理解できないのではないのです。しかし、われわれの意見も聞いていただきたいと。それで歩み寄る気持ちがあるのかないのかということもずっとやってまいりましたが、平行線であります。ひとつ考えをお願いします。

芦刈会長

はい、相当意見が出たようであります。はい。

生野委員（三重町議会議長）

朝地の浅野委員さんから三重町についていろいろと言われておりますけども、私どもとしては、やはりこの5町2村の合併を成功させたいという気持ちで、また責任あるまちとしてやはりいろんなことを含めてしっかりと詰めていかなければならないという、そういう理念の中で大変厳しいことを言うということも十分理解をいただきたいと思います。なおまた、昨年12月10日に再開に当たりまして申し合わせを致しました。その申し合わせ事項に沿って私どもは粛々と議論を進めておりますことをご理解いただきたいと思ます。

芦刈会長

はい、かなりご意見が出ましたが、その他ありますか。はい、ないようでございますので、資料の下段の につきましては、再度お持ち帰りをいただきましてそれぞれ協議をいただくということによろしゅうございますか。はい、それでは については、次回の協議委員会まで継続協議とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを致します。以上で提案協議事項の協議第68号につきましては終わらせていただきます。

生野委員（三重町議会議長）

議員定数について6回の小委員会と今日の法定協の中で提案が白紙提案という形の中で確認をされてきたのですが、やはり継続ということで次回にははっきりと結論を出すのか、それを伺っておきたいと思ます。それについて町村長連絡会の中ではっきりした線が出ていなければ結構でございますけども、次回の法定協議会の中で議員定数について結論を出すのか出さないのか分かっておればお知らせいただきたい。

芦刈会長

そこまでは分かっておりません。はい、そういうことで継続協議とさせていただきます。よろしくお願ひします。以上で協議第68号につきましては終わらせていただきます。ここで3時35分まで10分間休憩をさせていただきます。

（休憩）

協議を再開させていただきます。提案でございますが、協議第69号新市建設計画（案）について提案を致しますのでよろしくお願いいたします。

事務局（企画部会 江藤）

提案を申し上げます。企画部会担当の江藤でございます。

それでは私の方から新市建設計画の案につきましてご説明申し上げたいと思ます。まず資料と致しまして、協議第69号協定項目第11号「新市建設計画（案）」についてという

表の提案の文書が付いたまちづくりの原案の部分と資料 でございますけども、新市まちづくり計画策定の経過、そして委員の皆さんのお手元にカラーコピーの概要版を配布しておりますので、その3種類に基づきましてご説明申し上げたいと思います。なお、かなり時間が過ぎておりますので、大ざっぱではありますけども時間を短くしてご説明申し上げたいと思います。

それでは原案の冊子の新市建設計画(案)について協議第69号という部分の表紙その裏表紙をお開きいただきたいと思います。新市のまちづくり計画につきましては、8章だてで計画を策定しております。まず第1章で序論、第2章で新市の概況、現在の大野郡5町2村の現状からどうした新市が出来上がるのかといったことでございます。第3章では新市主要指標の見通しということで合併後10年後にどういう見通しになるのかといったこと。第4章につきましては基本方針につきまして新市の都市像等につきまして記述をしております。第5章につきましては新市まちづくりの主要施策ということで主な施策につきましての記述をしております。第6章につきましては新市における大分県事業ということで大分県がこの10年間に行う事業につきまして記述をしております。第7章につきましては公共施設の統合整備ということで、公共施設の統合整備に関する方針につきまして記述をしております。第8章につきましては新市の財政計画ということで合併後10年後の財政計画につきましてここで記述をしております。最終の参考資料としましてこの計画に載っております用語説明を末尾につけておるところでございます。

時間の都合で内容的には概要版につきましてご説明申し上げますので、概要版の方に目を通していただきたいと思います。なお、概要版につきまして少し全体的なことをご説明申し上げたいと思いますけども、カラーコピーにつきまして字が非常に小さくなっておりますけども、原物につきましてはこの字体よりひとまわり大きな字体となりますのでご了承いただきたいと思います。本日はわれわれ合併協のプリンタの方で出したということで、少し字体が小さくなっておりますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、目次を開いていただいて裏表紙に新市まちづくり計画とはということで、この計画につきましての位置付けを掲載させていただいております。合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡への発展と住民福祉の向上を図ることを目的とするということでありまして、なお新市誕生後に地方自治法第2条の第4項に基づきまして、新市基本構想というものを作ります。いわゆる総合計画でございますけども、その基本構想部分にこの計画を充てるということでご理解いただきたいと思います。そしてこの計画の構成でございますが、今、目次でご説明申し上げましたが、具体的には法律上、合併特例法第5条に記載された内容につきましてここで触れておるところでございます。そして計画期間でございますけども、合併年から向こう10カ年、平成26年度までということでございます。

そして1ページが新市の概況であります。現況から見る新市の概況ということで、まずは人口と世帯について触れておりますけども、グラフでご覧のように人口はかなり落ち込んでおりますが、一方、世帯数については微増の傾向にあるということで、核家族化が進んでおることが表れております。あと年齢別人口の推移でございますけども、これにつきましては年少人口、生産年齢人口。いわゆる0歳から64歳までの人口がかなり落ち込んでおりますが、それに比べて65歳以上の老年人口というのが年々増えているというこ

とでございます。そして産業別就業人口の推移でございますけれども、これにつきまして第1次産業がかなり減ってきておりますけれども、第3次産業がかなり増えてきておるといふ現状でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。人口動態につきまして触れております。まず、社会増減でございますけれども、社会増減は転入・転出がほぼ拮抗しておるといふ現状であります。従って各町村で行われております住宅政策をはじめとする定住対策が功を奏してきておるといふことで、社会増減には歯止めがかかりつつあるといふことでございますけれども、一方、自然増減の部分でございますけれども、死亡がかなり増えております。出生が極端に少なくなってきたおるといふことで、この格差が年々開いてきておるといふような状況でございます。こうした現状を見るとやはり少子高齢化対策を抜本的に新市の中で見直すということが、人口または人口動態によって如実に表れてきておるといふことでございます。

あと地目別面積でございますけれども603.36平方キロメートルでございます、それは今後合併におきまして新しい新佐伯市が903平方キロメートル、新日田市が666平方キロメートル、ついで県下で3番目になるといふかなり大きな面積になってきますけれども、全体の4分の3が林野に覆われているということが地目面積から分かります。

3ページでございますけれども新市における人口等の見通し。まず人口でございますけれども平成7年からを載せておりますが、人口推計コーホート要因法に基づきました人口推計では平成27年に3万6434人になるといふことでございますけれども、先ほどお話ししました子育て支援策等々を実施する中で、10年後の目標を4万人に設定をするといふことで目標設定させていただいております。交流人口につきましては、現在、約230万人の年間の交流人口がございますけれども、これも今後交流人口の増大。こうした施策を展開する中で合併後の10年後の平成27年には400万人に目標設定をしたいといふようなことでございます。

これからまちづくりの計画の中身に入りますけれども、4ページ以降でございますけれども、新市の都市像でございます。新市の都市像を豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市といふことで都市像を設定したいと思っております。少し読み上げますと、新市は大分県の南西部、九州のほぼ中央に位置し、母なる大野川の流れのもとで緑豊かな自然に恵まれた典型的な農山村地域です。また数多くの伝説、仏教遺跡、伝統芸能が残されている歴史文化的資源の多い地域であり、古くから交通の要衝としても栄えてきました。このような自然的、文化的資源を活かし、暮らしにゆとりと豊かさが実感でき、活力とやすらぎの交流拠点として、健康で文化の香るまちづくりを推進していくことを目指します。また、新市の財産である地域資源を未来につなげ、郷土への思いと誇りを共有し、住民一人ひとりが参画して新しいまちを創造する、いわゆる協働・共創のまちづくりを目指します。そのようなまちづくりの目標を設定し、「新市の都市像を豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」としますといふことであります。

まちづくりの目標の1番目が人と自然にやさしい安らぎのまちづくりであります。新市の財産である豊かな自然が持つ公共機能とまちづくり施策の有機的結合を図り、自然の価値観を再認識、自然景観の保全と創造等、自然と共存するやすらぎのまちづくりを目指します。また、市民の皆さんがゆとりや豊かさを実感し、誇りを持って生活することができ

るよう、道路、住宅等の生活基盤の整備と福祉、保健等の行政サービスの充実を図り、市民とのふれあいを大切にすることにやさしいまちづくりを目指しますということでもあります。

2番目が活力に満ちた健康で文化の香るまちづくりであります。市民の皆さんが郷土への誇りと愛着心を持ちながら、文化的で健やかに生活することができるよう、年代に応じた健康づくり運動を進めるとともに地域の歴史や文化を活かした生涯学習社会の形成を図り、文化の香るまちづくりを目指します。また、産業の活性化、次代を担う若者の定住、交流人口の増大等につながる施策を積極的に展開し、にぎわいと活力あふれるまちづくりを目指しますということでもあります。

3番目、市民が参加する共存共生のまちづくり。市民の皆さんがまちづくりに積極的に参加していただけるよう、NPOボランティア団体等の市民グループの設立、育成を支援するとともにグループとのパートナーシップを構築し、協働・共創のまちづくりを進めることを目指しますということでもあります。

そして5ページにはまちづくりの体系図を載せております。7つの基本方針を設定しております。

6ページ目以降がその7つの方針に基づいた新市まちづくりの主要施策ということでもあります。ネットワーク整備の地域づくりにつきましては交通ネットワークの整備、情報ネットワークの整備、公共施設のネットワークの整備でございます。交通ネットワークにつきましては道路網の整備、公共交通体系の整備や充実、インターチェンジの周辺の整備等につきましてここで記述させていただいております。

大きな柱の2番目は共生と安心の生活舞台づくりであります。まず1点目が自然環境の保全、整備と創造ということでありまして、ここでは農地・森林・河川等のこうした自然が持つ公共的機能とまちづくりを結合させるというようなことを記述しております。あと循環型社会の形成であります。ここでは資源リサイクルシステムの構築、廃棄処理システムの確立、新エネルギー導入への取り組み等を記述しています。また、生活環境の整備では公営住宅事業の整備・上水道、浄化槽・下水道の整備、新火葬場の整備・広場、公園の整備を記述しています。

8ページでございますけれども、安全・安心な地域づくりということで、ここでは災害に強いまちづくりという部分を触れております。特に自主防災組織の育成等についても触れておるところであります。大きな3番目の健やかで生きがいとやすらぎのまちづくりでありますけれども、健康づくりの推進をまず1点目に掲げております。ここにおいては自分で自らが健康づくりをしてもらうということ。そして心の健康づくりの問題について触れております。

福祉・保健・医療の連携と充実でございますけれども、ここは現在、福祉・保健・医療の分野が切っても切り離せない関係になっております。従って連携に努めていくということ。そしてその役割を担っておる社会福祉協議会との連携といったことも記述をしております。あと高齢者福祉や介護サービス、そして障害者福祉等についても触れておるところであります。そして同和対策の推進ということでもあります。まだ同和問題が存在しておるといような状況の中で、その解決に向けて努力をするということと、人権拠点としての隣保館を活用するということを記述しております。

10ページでありますけれども働きがいのある生活基盤づくりであります。まず農林水産業

の振興。その中でも農業につきましては安全・安心な食の提供という食へのこだわりを持つ農家への支援を行っていきますよということ。そして地域が創り出す農畜産物、地域へのこだわりを持つ農業の支援をしていきますよということ。あと生産基盤及び生産体制の整備・強化。営農指導体制の確立・強化、担い手確保の企業的農家育成等も触れております。あと林業の振興。水産業の振興についてもここで触れておるところであります。

そして11ページでありますけども、商業の機能強化と新規成長産業の育成であります。ここにつきましてはにぎわいのある商業の振興、新規成長産業の育成と振興について触れておるところであります。あと観光基盤の整備につきましては観光資源の整備や発掘。そして2番目にはグリーンツーリズムの推進。そして道の駅・里の駅の充実について触れておるところであります。雇用の場の確保につきましては地場企業等を育成するという立場で触れております。

5番目ではありますが、12ページであります。教育の充実と文化の創造による未来づくりであります。まず1点目が生涯学習の推進と人材育成ということでありまして、生涯学習推進体制の整備、人材育成システムの確立について触れています。あと人権教育・啓発事業の推進というようなことで、これにつきましては人権意識の高揚・定着を努めるということ。

あと大きな柱3つ目でありますけども、多彩な歴史・文化資源の発掘と創造でございますけども、これにつきましては文化・芸術活動の充実・文化財の整備につきまして触れておるところでございます。4番目が個性を活かす教育の充実でありますけども、まず1点目が幼児教育環境の整備・充実。2番目に義務教育環境の整備・充実。そして学校給食の充実。地域との連携ということで4点目に地域開放と学校開放という部分で触れておるところでございます。続きまして14ページでありますけども、生涯スポーツ・レクリエーションの振興につきまして触れておるところでございます。そして一番最後、段落で第63回平成20年の大分国体について対応について触れておるところでございます。

大きな6番目の柱の交流と連携による人づくりであります。まず1点目の住民が主体のまちづくりということでありまして、これは住民の皆さんが参画できるようなシステムを作っていきますよということ。2点目にNPOボランティア団体の市民グループとの連携を図りますよということ。あと地域コミュニティの再生や再編を図りますよということ。4点目に男女共同参画社会の実現について触れておるところであります。あと地域間交流の促進につきまして、まず1点目が新市内の交流促進、2点目が国内における交流事業の推進、3点目が国際交流の推進、4点目が友好姉妹都市の交流促進等につきまして触れておるところでございます。

15ページの中段、7番目の大きな表題の市民に信頼される行政システム作りということで、まず事務事業の見直しをやっていきたいと思いますよということ。2番目には効率的な財政運営に努めたいということ。

そして16ページにありますけども、人事管理と職員の資質の向上を目指したいということ。そして時代に適応した組織・機構の構築を図りたいということについて触れております。

最後に公正性及び透明性の確保ということで、こうしたガラス張りの行財政運営を目指すということについて触れておるところでございます。なお今、説明しました部分について

ページの一番下でありますけど、非常に字が小さくて見にくいかと思いますが、用語説明について全体的に記述をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

17 ページにつきましては新市の土地利用構造につきまして、まずその土地利用の方針につきまして載せてあります。ゾーニングでの設定につきまして、まず1 点目がいきいきゾーン、2 点目がふれあいゾーン、3 点目がやすらぎゾーンということで載せてあります。このゾーニングのイメージ図を18 ページに掲載しております。広域連携軸というのが国道でありまして地域連携軸は紺の矢印をしている部分が県道等でありまして、そして中のはしご形の道路網というふうに記述がございますけども、この広域連携軸と地域連携軸を結んだらのはしご形に見えるといったようなこうした連携軸もこれで表しております。

あと5 番目の新市の財政計画につきましては総務部会の後藤将彰からご説明申し上げたいというふうに思ひます。

そして資料3 の部分でありますけど、これは経過報告でありますから読んでいただいて一番最後のページ、3 ページをご覧いただきたいというふうに思ひます。これにつきまして策定までの流れにつきまして少しご説明申し上げたいと思ひます。

本日5 月13 日の第15 回の合併協議会で提案をしたということございまして、今後、各町村でお持ち帰りいただきながら町村議会の特別委員会またはまちづくり委員会、そして住民座談会等でいわゆる住民の皆さん、議員の皆さん等の意見集約を行っていただきながら、その修正について6 月17 日から修正作業に入ろうということを考えておるところでございます。そして7 月22 日の第18 回の合併協議会の中である部分の修正を住民意見の反映ということで修正をしていただいたものを再度ここで提案を申し上げたいと思ひます。そして右の方に矢印が出ておりますけども、ここから県の本庁との本協議に入りますので、県との打ち合わせの中で若干の修正があると思ひます。最終的には8 月12 日第19 回の合併協議会の中で、この案を承認していただいてその後、これが正式な計画として成立するということをご確認いただきたいと思ひます。そうすることで今日は提案ということで、ぜひ皆さん方、住民の皆さん方とともにご議論していただければ幸いです。

それでは財政の部分について総務部会後藤将彰のほうから提案します。

事務局（総務部会 後藤）

皆さん、こんにちは。総務部会担当しております後藤と申します。私の方は財政計画についてご説明をさせていただきますが、説明に使います資料につきましてはダイジェスト版の19 ページからと協議第69 号の56 ページある厚い方ですね、その中の46 ページからと資料5 と書いたA 3 横の3 つを使って説明をさせていただきますけども、資料5 をまずメインに説明していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

財政計画の説明に入る前に資料5 の1 ページ目でございます普通交付税合併算定替の取扱いについてということ若干説明させていただきたいと思ひます。この制度につきましてはすでに皆さんご存知のことと思ひますが、確認の意味を含めて説明させていただきたいと思ひます。四角で囲んであります部分が合併特例法の合併算定替の条項であります。第11 条です。この第11 条の第2 項の途中にゴシック体で下線がついている欄があります。読みますと合併関係市町村が当該年度の4 月1 日において、なお当該市町村の合併の前の区域を持って存続した場合に、算定される額の合算額を下らないように算定した額と

ちょっと分かりにくい文言なのですが、これはこの当該年度といいますのは合併算定替の期間、この中にありますように10年とその後の5年度それと合併する年度と、その期間の毎年度の4月1日現在の交付税。その毎年度計算して交付税を算出するというふうなことでありまして、ひし形に書いておりますが、合併算定替は制度の保障であって額の保障ではないということで、そのなお書きがあります。合併算定替は、合併前の算定額を保障するのではなくて、それぞれの年度ごとにその年度の交付税の算定式に従って計算した額ということで確認していただきたいと思いますが、このことをイメージ図として表したものがその次の2ページにございます。

これまで国や県が合併算定替についてのイメージ図を出しております。10年間は真横、11年度からは階段状に落ちていくというような図を皆さんご覧になったことがあると考えておりますが、大野郡5町2村を含む多くの自治体がこういった形で交付税が落ちていくだろうということでイメージ図として書いております。この図ですが仮にA町、B町、C村という3つの町村にそれぞれ交付税があります。それを合わせたものが一番左にあります。この3つが合併しましてB市、これは新市なのですが新市になりますと本来D市に見合った交付税が交付されるということでございますけれども、その上の縦の矢印の差がですね、財源不足額ということでその現象を防止するために特例法の中で合併算定替というものがございます。それでこの交付税につきましては人口や面積、学校学級数、児童生徒数、農家数そういうものを単位として毎年度計算をしていくということでございまして、人口でいえば国勢調査人口を使います。国勢調査人口については、国勢調査が5年に1回行われまして来年の17年の10月1日に平成17年の国勢調査が行われます。この国勢調査によって仮に人口が減少すればその翌年度から5年間、次の国勢調査があるまではその人数でいくということでございまして、5町2村の人口の減少を見てみますと、おおむね5年に1回の国勢調査ごとに約2,000人程度の人口の減がございまして、そういったことから17年の国勢調査、22年の国勢調査、その翌年度にちょっと落ちていくというような形になります。そして11年目以降から、この図では階段状になっておりませんが16年後に向けまして交付税が減っていくと。そして16年後に本来新市がもらうべき交付税が交付される額に落ち着くと。これを一本算定というふうにいいます。まずこの交付税合併算定替ということをご認識いただければと思います。

それでは財政計画の説明に入りたいと思います。3ページをお開きください。この財政計画ですが、現在、国におきまして国庫補助金、国庫負担金の廃止・縮減と地方交付税の縮小、さらに地方税の税源移譲の3本柱からなります三位一体の改革が行われていることは皆さんもテレビや新聞報道等でご承知のことだと思います。この三位一体改革は、例えば地方への税源移譲が進みますと、歳入の地方税及び地方譲与税については確実に増加するということが考えられます。今回提案します財政計画等には、この三位一体改革に伴います地方税等の増、国庫支出金の減、さらに今後改正されることが考えられます交付税制度の改正分につきましては、現段階において数値化することが困難なために見込んでおりません。従いまして現行制度を前提として作成しているということをご理解いただきたいと思います。

それでは、3ページをご覧いただいて今回の財政計画につきましては、その財政計画の元となります財政推計をまず作成して、その後計画を作成したということでございます

から、その作成手順に従いまして説明させていただきます。

まず財政推計につきましてはその期間を合併年度であります平成 17 年度から先ほど説明しました交付税が一本算定となる平成 32 年度の 16 年間で作成しました。基本的には各町村から報告のありました数値を基に 3 の から にありますような推計方法によりまして算出しておりますが、合併によって生ずる人件費等のスケールメリット、さらに地方交付税や合併特例債等の財政支援を加えております。

また、市に移行しますと福祉事務所を設置することになりますので、設置することにより発生する生活保護費等を見込んでおります。こうしたものから算出されたものを財政推計ということで位置付けております。財政推計から財政計画に持っていくためにはということでは真中から下になります。まず財政計画の期間につきましては先ほど江藤の方から説明がありました新市建設計画の一部ということになりますから、その年度に合わせまして平成 17 年度から 26 年度の 10 年間というような設定をしております。

先ほど説明したように財政推計を作成した結果、収支バランスがとれたものとなれば財政推計が財政計画となるということでございます。収支がマイナスになった場合は、この以下に例示しておりますような歳入の確保や歳出の抑制を図るということで、そうしたものを加味し財政計画にする。そういう流れで財政計画を作っております。

4 ページをお開きください。4 ページが財政推計の基本的な考え方ということで歳入・歳出それぞれの項目についての内容をここに書いておりますが、ポイントを説明したいと思います。まず歳入の地方交付税であります。これは内閣府の方が試算した率があります。平成 17 年から平成 20 年度についてです。その率を採用し推計をしております。この交付税の中に合併することに伴う財政支援として普通交付税が 5 年間、特別交付税 3 年間でこの中に盛り込みました。

歳出につきましては、人件費の中の職員給の欄ですが新市において毎年度の新規採用は 3 人という設定であります。さらにその他という欄がありますが議員報酬につきましては議員定数等が決められておりませんので、ここでは法定数の上限であります 26 人で報酬は竹田市の額ということで設定をしております。その下の扶助費という欄があります。この扶助費といえますのは高齢者や児童、心身障害者等の福祉サービスにかかわる経費ということで平成 16 年の当初予算額で一定推移ということを書いてありますが、ここに生活保護費分を毎年度 1 億円見込んでおります。平成 14 年度の 5 町 2 村の生活保護費の支給額が約 7 億 3000 万程度ございますが、新市の持ち出し分ということで毎年度 1 億円を見込んだところでもあります。それといちばん最後の普通建設事業という欄がありますが、これにつきましては平成 17 年から平成 26 年の 10 年間にしましては、40 億ということで設定をしております。そのうち合併特例債分を毎年度 23 億円盛り込んでいます。この 23 億円といえますのは 5 町 2 村で合併特例債事業ができる上限が 230 億円ということになっておりますので、それを 10 年間で平均に配分したという考え方で推計しております。

その結果 A 3 横になります。5 ページが財政推計ということでございます。それでここで例えば平成 17 年度を見てみますと、一番下のほうで差引額という欄があります。歳入総額から歳出総額を差引くとマイナス 5 億 1200 万と平成 18 年度はマイナス 8 億 2800 万と平成 19 年度はマイナス 17 億 5600 万というようなマイナスがここで出ております。今回の財政推計・財政計画の作り方が短年度の収支を見るということでございますから、例えば

平成 17 年度のマイナス 5 億 1200 万のマイナスを一番下の 38 億 6600 万の基金（貯金）を下ろして収支バランスをとったとしても、平成 18 年度のマイナス 8 億円というのは消えないと。そうしてここにマイナスが出ている分を、単純に基金を取り崩して充てていけば、先ほど三重町の生野委員さんからも発言がありましたが、平成 20 年度の予算は組めないというような状況になってきます。これはこのままの状況で何もしなかったら、そういうふうになりますよということで財政推計を作っております。これから先ほど申し上げましたように歳出の抑制というものを加味して計画に持っていくわけですが、具体的にどういった歳出の削減をしていったかというのを 6 ページに載せております。歳出の削減項目と致しましては扶助費、物件費、補助費、普通建設事業費、人件費という大きく 5 つの項目で歳出の削減を図っております。

まず、最初に扶助費であります。扶助費につきましては合併の初年度であります平成 17 年度に 3 パーセントの削減、金額に致しまして 5500 万程度という削減になっておりますが、この 3 パーセントの減というのは平成 16 年度の当初予算のうち、各町村の単独事業部が 6200 万程度あります。その範囲内の削減ということで 3 パーセント削減ということであります。

続きまして物件費でございますけれど、この物件費といえますのは例えば各町村に庁舎や役場があります。さらにグラウンド、野球場があります。例えば役場の庁舎でいきますと光熱費やコピー機のリース料や用紙とかそういった物がこの中に含まれておりますし、それぞれ委託料もこの中に含んでおります。そういったものが物件費の主なものでございますけれども、この物件費につきましては平成 17 年度から平成 20 年度は毎年度 3 パーセントの減で、平成 21 年度が 5 パーセントと、それ以降が 3 パーセントというふうに書いておりますが、先ほどちょっと説明はしなかったのですが、平成 22 年度以降は前提条件の中でマイナス 2 パーセントの減というふうなことで条件設定しておりますから、実質、平成 21 年度から 5 パーセントの減というような削減内容でございます。

続きまして補助費の中のその他の補助費です。補助費にはその他の補助費ともう一つ一部事務組合等の負担金がございますから、ここにつきましてはその他の補助費ということで、その他の補助費と申しますと農林業関係の団体、福祉関係の団体等の各種の団体に対する助成金や補助金が主なものとなります。主に各種団体の補助金ですが、平成 17 年度に 10 パーセントの減ということで金額に致しまして 1 億 7200 万。それから平成 18 年度 19 年度につきましてはそれぞれ 5 パーセントの減。それ以降は 2 パーセントの減ということで削減をしております。

下の段でございますけれども、普通建設事業を 40 億円で推計の中で設定してはございましたが、それを 35 億円と 5 億円の削減ということでございまして、この 35 億円の中で特例債分につきましては 23 億円から変更はしておりません。それと人件費でございます。人件費につきましては毎年度 10 人の勸奨退職分を見込んでおります。それから今まで申し上げましたのは歳出の減ですが下の段の右から 2 列目が歳入の増額分です。推計の中で歳入の地方債の中に減税補てん債を見込んでおりませんでしたから、平成 16 年度の当初予算額で 7900 万程度計上しておりますから、これを 10 年間一定推移ということで歳入に見込んでおります。そういった歳出の削減、歳入の増額ということを加味いたしまして財政計画の基となります資料と致しまして 7 ページをお開きください。

この7ページの新市の財政計画ということで下から2行目の差引額が全部0になっています。これが収支バランスをとった形での財政計画ということでございまして、一番下ですね、基金の残高を見ていただくと、平成17年度末が38億4200万と。10年後の平成26年度末が23億3800万ということで、平成16年度末から見ますと、10億円ぐらいの減ということでちょっと基金とすれば多いか少ないかというそれぞれの考え方もあると思うのですが、どうして23億円ぐらいの貯金をここで残すかといいますと、平成32年の一本算定になった時に耐え得る基金を保有するとしたときに、平成26年度末にはこれぐらいの基金が必要であろうということでこういった内容になっております。

それを新市建設計画の中で財政計画として示しましたものが、56ページあります冊子の中の48ページ。協議第69号と書いた厚いほうの48ページをご覧ください。これが財政計画になります。これまで説明を申し上げましたのは単位を千円としておりましたけれども、新市建設計画の中の財政計画は単位が百万円ということで、歳入合計と歳出合計を同額ということで10年間の計画をしております。

さらにダイジェスト版になりますと20ページをお開きください。これが先ほどのものを棒グラフで示したものでありまして、歳入・歳出それぞれのグラフの下に印でその他の収入、その他の支出ということで、その他の収入でいけば地方譲与税や地方交付金等をここに計上しておりますが、それぞれに品目の中で小額のことをまとめてグラフにした方が見やすいだろうということでございまして、このようなまとめ方に致しました。

そして今、ダイジェスト版を開いていただいているのですが、その前の19ページをお開きください。19ページには現状から見た新市の財政状況ということで、大変財政状況が厳しい中での財政運営をしていくのですねということを書いております。それから基本的な考え方、計画期間で先ほど言いましたように10年間。会計につきましてはここにあります普通会計と書いてあります。普通会計と申しますのは、例えば国民健康保険の会計、農業集落排水、病院、上水道とそういった会計がここには含んでいないということでございます。さらに合併による効果ということで、1番から5番にそれぞれ計上しておりますのでご一読いただきたいと思っております。以上、大変雑ぱくで早口で申しわけありませんでしたけれども、財政計画についての説明をさせていただきました。ありがとうございました。

芦刈会長

はい、以上で協議第69号「新市建設計画(案)」につきましてご説明を申し上げました。本日、初めての説明提案であります何かございますか。はい、初めての提案でございますが、もし不明な点がございましたら、事務局の方にご連絡をいただければ大変ありがたいと思っております。また、この案件につきましては各町村の新市まちづくり委員会、それから議会特別委員会、座談会等を経まして先ほどの事務局から申し上げましたように6月17日までに集約をいただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。それでは次にその他の項に入る前に、先ほど協議第49号他で少し修正がございましたが、そのことについて事務局の方からよろしく願いいたします。

赤嶺事務局長

それでは協議第49号が継続となりましたので整理をさせていただきます。提案を致しま

した1、2、3については本日確認済みということで、継続する内容につきまして3つの案が出されたということで、それぞれの主張の分をここで整理をさせてもらっておりますので、持ち帰り協議の際の参考としていただきたいと思います。以上です。

芦刈会長

はい、そういうことでございますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは次にその他に入らせていただきます。今後のスケジュールについて事務局お願いいたします。

赤嶺事務局長

それでは資料1の3ページであります。次回の合併協議会の日程であります、第16回の合併協議会は5月27日に午後1時30分から朝地町公民館で行います。よろしくお願いを致します。

続きまして5ページをご覧ください。協定項目をかけるスケジュールについて記載しております。次回5月27日の提案予定であります「新市の名称」、「地域審議会の取扱い」、「一部事務組合の取扱い」、「町名・字名の取扱い(のける住居表記の統一)」についてということで挙げておりますが、この中で地域審議会の取扱いというものが、現在、国会の方で合併特例法の改正、合併に関する進歩、地方自治法の改正というものが審議されておまして、まだ議決をされておられません。

この改正案が通りますと、少し地域審議会についての取扱いの内容が変わってまいりますので、国会の会期末が6月16日となっております。今のところ国会の方でいつごろされるかというのがちょっと予測できておりませんので、この地域審議会の取扱いについては、その次の6月24日の協議会で提案をしたいと考えております。

合わせまして町名・字名の取扱いにおける住居表記の統一についてとありますが、これは自治区の設定の方法によりまして町名・字名の表記については自動的にその地区の名前を反するというような今度の改正案のようにありますので、関連をしてくる案件でありますから、この2案件につきましては6月24日の提案とさせていただきたいと考えております。

続きまして6ページであります、これはこれまでの確認事項と今後の確認されていないものをまとめたものであります。続きまして7ページをご覧くださいというふうに思います。5月の日程表をお示ししております。特徴的なところで5月18日の午後3時から公立医療施設専門検討委員会を行う予定にしております。5月27日が第16回の協議会ということであります。そして8ページであります、6月の日程であります、6月24日の午後1時30分より第17回の協議会を予定しております。9ページにつきましてはご覧いただきたいというふうに思います。今後のスケジュールについては以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。その他の項でただ今のスケジュールを含めまして委員の皆様方から何かご意見がございましたら。はい。

赤嶺事務局長

資料の 10 ページをご覧くださいと思います。第 2 回の合併関係町村新市まちづくり委員会の合同研修会を 5 月 19 日に予定をしております。まず視察で白鹿浄化センターと清掃センター。研修会ということで午後 4 時からホテル豊洋におきまして研修会を 5 時半まで。5 時半から 7 時くらいまで交流会ということで計画をしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。現在、約 100 名程度の申し込みが来ております。できるだけ多くの委員さんのご参加をよろしくお願いを致します。以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他の項で委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。はい、それではただ今、協議をいただきましたが、本当に慎重に協議をいただきましたが、継続協議となりました 5 項目につきましては、各町村の新市まちづくり委員会あるいは議会特別委員会を経まして、5 月 27 日の第 16 回の朝地町での協議会で協議をいただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。委員の皆様方の協議のご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げまして議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

赤嶺事務局長

それでは閉会のあいさつを副会長の山中緒方町長よろしく願いいたします。

山中副会長

長時間ご論議いただきましてどうもありがとうございました。それでは第 15 回の大野郡 5 町 2 村の合併協議会をただ今で閉会致します。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。ここで新市名候補選定小委員会を 2 階で行いますので、まちづくり委員長さんにご集合をよろしくお願い致します。また 1 階の畳の部屋で町村長連絡会を開催致しますので、ご集合をよろしくお願いいたします。

議事録署名

犬飼町長

清川村
新市まちづくり委員長

書 記